

1993年11月11日  
(平成5年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

墓園使用許可業務及び墓園管理料収納業務に係るコンピュータ利用  
について (答申)

1993年(平成5年)10月29日付で諮問された、墓園使用許可業務及び墓園管理料収納業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 本市では、墓園条例に基づき、昭和45年から大庭台墓園を市民の墓所として使用者を募集し、現在では、約26,000区画の墓所の貸付業務及び墓地使用者の管理料等の収納業務を行っている。
- ・ 約26,000件に上る使用者台帳の処理は、現在すべて手作業により行われており使用許可等の受付業務も年間約3,700件と多く、使用許可書等の訂正など事務処理が煩雑のため遅滞が生じやすくなっている。また、平成7年度竣工予定の立体墓地計画もあり事務量の増加が見込まれている。
- ・ このため、これら墓園使用許可業務等に係る一連の事務をコンピュータ化し、事務処理の迅速化や正確化を図るとともに市民サービスの向上を図るものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性

市が市民に貸付をしている墓所の使用状況の把握と適正な管理を行う上で、使用者の名義変更や住所の変更等を的確に把握する必要があるが、転記作業等により遅滞が生じやすく、処理件数も相当数に上っておりこれらをすべて手作業で行うことは非効率的であり正確性に欠けるおそれがあり、また、多種多様な事務処理に相当の時間を要し事業の円滑な推進が困難であると認められるため、コンピュータを利用する必要性は認められる。

- 取扱う個人情報の範囲

コンピュータで取扱う項目は、使用者の氏名、住所等の基本的事項や電話番号、区画番号、面積種別、埋葬者の氏名、生年月日等の基本的事項や死亡年月日、埋葬年月日、承継者の氏名、住所等の基本的事項や電話番号、連絡人の氏名、電話番号及び永代使用料・管理料等となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

- 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、事業主管課において単体のパソコンを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- 安全対策

本業務の処理にあたっては、機器の使用者を限定したうえで個人ごとにパスワードを設定するほか、機器の設置場所についても充分考慮すること等を規定した、「墓園使用許可業務等に係る個人情報取扱い要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上